

# 監査報告書


令和4年5月26日


学校法人北都健勝学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人北都健勝学園

監事 小 野 敏 夫 

監事 鷺 尾 雄 慈 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人北都健勝学園寄附行為第20条の規定に従い、学校法人北都健勝学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

また、定員未充足である専攻、学科の定員確保ならびに次世代を担う教職員の育成・強化は学園全体の運営を支える重要課題であると考えます。これらに対して明確な目標を掲げ、学園全体で取り組むことが、全体の資質向上、発展に最も重要であると考えます。

以上、監事として監査報告をいたします。